

育児休業中の継続利用について

育児休業取得時に、すでに保育施設を利用しているお子さん(育児休業の対象となるお子さんを除く)がいて、次の要件をすべて満たした場合、**特例で継続利用を可能としています。**(以降、「特例利用」といいます。)

- i 育児介護休業法等による育児休業であること
- ii 児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であること
- iii 育児休業の対象となるお子さんの出産よりも前から保育施設を利用していること
- iv 保護者の育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること
- v 育児休業の対象となるお子さんが満1歳となるまでに復職(入園申し込み)すること(育児休業取得時の年度初日において、既に施設を利用しているお子さんが満3歳未満の場合に限ります。満3歳以上のお子さんは必要ありません。)

1 特例利用の手続き(申請書、就労証明書は利用施設にあります。)

- ① 休業期間や復職予定日が決まりましたら、「妊娠、出産」を理由とする認定期間中に「給付認定変更申請書」を利用施設に提出してください。
- ② 添付書類: 育児休業を取得した方の就労証明書、育児休業中の保育施設の継続利用申請書(勤務先の就業規則の提出をお願いすることがあります。)

2 審査の結果、特例利用が可能となりましたら、市から利用施設を通じて「支給認定証」を交付します。

3 特例利用中の利用条件

- ① 保育施設の利用は「保育短時間利用」(1日8時間までの利用)となります。
- ② 利用可能期間(年齢は育児休業取得時の年度初日時点)
 - ・満3歳以上 : 育児休業取得期間(育児介護休業法等による休業期間と、その休業期間に引き続いて勤務先の育児休業制度などの育児休業期間を含みます。)
 - ・満3歳未満 : 育児休業の対象となるお子さんが1歳に達する日(誕生日の前日)の属する月まで
 ※復職する際に、入園申し込みが入所保留となったり、利用希望施設に空きがなく育児休業を延長せざるを得ない場合は、育児休業の対象となるお子さんが満1歳となる年度の年度末まで継続利用ができます。(1歳になる月に入園申し込みが必要です。)
- ③ 次の場合は退園となります
 - ・復職予定の会社等を退職(別の会社等への転職や派遣元の変更を含む)した場合(父母が同時に育児休業を取得する場合は事前に施設へご相談ください。)
- ④ 転園
 - ・「児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合」が特例利用の要件となっていますので、**特例利用中の転園はできません。**ただし、復職時に限り転園を可能とします。(特例利用の申請時に新築や転勤等で住居を異動予定の方は特にご注意ください。)
 - ・地域型保育事業を利用中の方は、市にご相談ください。

⑤ 認定こども園を利用している方

- ・**特例利用中に教育利用に変更することは原則できません。**育児休業中に教育利用を希望する場合は、「妊娠、出産」の認定期間が終了する時点で変更するか、教育利用できる年齢に達していない時は「妊娠、出産」の認定期間が終了する時点でいったん退園し、教育利用できる年齢に到達したときに再入園していただく必要があります。

4 育児休業対象のお子さんが満1歳になるとき、および満1歳となって最初の4月の入園申し込みについて(特例利用の要件v関係)

- ・**復職に伴う育児休業対象のお子さんの入園申し込みが必要となります。**
- ・**育児休業対象のお子さんが満1歳のときに入園できず、特例利用期間が年度末まで延長された場合、必ず復職および育児休業対象のお子さんの4月入園申し込み^⑥を行ってください。**

⑥1月から3月生まれの子どもの育児休業対象のお子さんの4月入園申し込みについて

1月から3月の入園申し込みは、3か月分をまとめて前年11月25日頃から申し込みが始まります。この時期の募集園や募集数は非常に少ない状況ですので、入園できない可能性があります。

この場合、上記「特例利用の要件v」に該当する特例利用中のお子さんについては、年度末(3月末)まで特例利用期間が延長となりますが、4月以降は認定理由(在園資格)がありませんので、育児休業対象のお子さんの4月入園申し込み(例年10月20日頃から開始)を必ず行ってください。